

官」と、同法第百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

(外国人の権利の享有)

第二五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

〈第二条の五第三項で準用する特許法第二十五条〉

〈第六十八条第三項で準用する特許法第二十五条〉

〈第七十七条第三項で準用する特許法第二十五条〉

(条約の効力)

第二六条 特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

(特許原簿への登録)

第二七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

- 一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権

の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

- 三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

特許法第二六条

〈第二一条の五第四項で準用する特許法第二六条〉

(実用新案原簿への登録)

第四九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権

の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

- 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

実用新案法第四九条

〈第六八条第四項で準用する特許法第二六条〉

(意匠原簿への登録)

第六一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

- 一 意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権

の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

- 三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

意匠法第六一条

〈第七七条第四項で準用する特許法第二六条〉

(商標原簿への登録)

第七一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。

- 一 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限

二 防護標章登録に基づく権利

の設定、存続期間の更新、移転又は消滅

- 三 専用使用権又は通常使用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

商標法第七一条